

新 JIS K 0102 シリーズ（工業用水・工場排水試験方法）の制定について

1. 背景

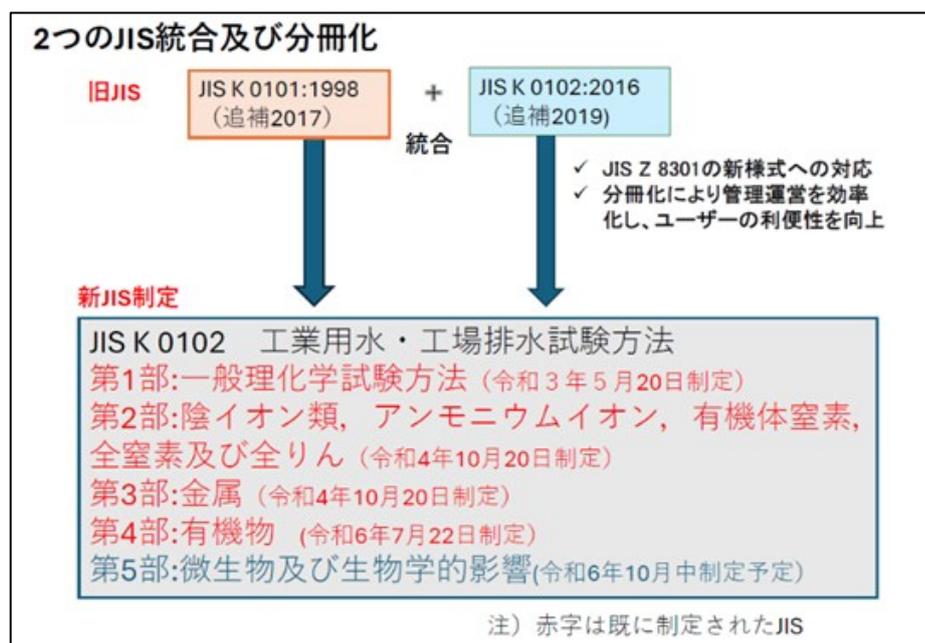
JIS K 0102（工場排水試験方法）及び JIS K 0101（工業用水試験方法）は、水質の環境基準や排水基準、土壌や廃棄物関連の規制など、環境関連の多くの法令等に引用されており、環境分析の分野において非常に重要な規格です。

当所が発行している計量証明書・分析結果報告書でもこの規格に準拠した旨の記載をしております。

この2つの規格は内容が重複していたところもあり、数年前から規格の統合と分冊化が順次進められ、2024年10月に新 JIS K 0102 シリーズの制定が完了したところです。

その改正内容は以下の通りです。

- ① 「JIS K 0102（工業用水・工場排水試験方法）」の統合により、現規格の「JIS K 0101(2017) 工業用水試験方法」と「JIS K 0102(2019) 工場排水試験方法」は、2025年10月に廃止
- ② 試験種によって5部構成の規格群に分冊化
 - 第1部：一般理化学試験方法（2021年5月制定）
 - 第2部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん（2022年10月制定）
 - 第3部：金属（2022年10月制定）
 - 第4部：有機物（2024年7月制定）
 - 第5部：生物及び生物学的影響（2024年10月制定）
- ③ 環境の負荷低減を目的とした分析方法の転換、新規技術の追加



2. 今後の動向

新 JIS の制定により、分析した内容や分析結果に違いはないのですが、章立てが大きく変更されたことによって引用する分析方法の記載内容が変わります。当所で記載している方法の記載例を挙げます。

- ・ 化学的酸素要求量 (COD) : (従来) JIS K 0102 17 滴定法 → (新) JIS K 0102-1 17 滴定法
(JIS K 0102 第 1 部 17 項 化学的酸素要求量 を引用)
- ・ カドミウム : (従来) JIS K 0102 55.4 ICP 質量分析法 → (新) JIS K 0102-3 14.5 ICP 質量分析法
(JIS K 0102 第 3 部 14 項 カドミウム (Cd) を引用)

これを受け、環境省ではこれまで JIS 規格を引用していた告示について一部改正を予定しており、2025 年 3 月中に公示され、環境省告示等の告示は新 JIS に移行する見込みです。

なお、改正を予定する告示は環境基準や規制基準値の改正を行うものではありません。

3. 改正案の内容について

改正案対象については、以下の告示などが予定されています。

- ・ 水質汚濁に係る環境基準について (S46 年環告第 59 号)
- ・ 排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (S49 環告第 64 号)
- ・ 土壌の汚染に係る環境基準について (H3 年環告第 46 号)
- ・ 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件 (H15 環告第 17 号)
- ・ 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (H15 環告第 18 号)
- ・ 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (H15 環告第 19 号)
- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (H9 環告第 10 号)
- ・ 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法 (H1 環告第 39 号)
- ・ 水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法 (H8 環告第 55 号)
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則
第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法 (H7 年環告第 30 号)
- ・ 特定悪臭物質の測定の方法 (S47 環告第 9 号)
- ・ 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (H7 環告第 63 号)

但し、以下については 2025 年 10 月頃までに公示・移行の見込みです。

- ・ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (S48 環告第 13 号)
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (S48 環告第 14 号)

今後も皆様に信頼頂けるデータをお届けするため、最新の情報や法令の動きに対応しながらサービスの提供に努めてまいりますので、今後ともご愛顧を賜ります様よろしくお願いいたします。

主な環境法令情報

官公庁より公表された主な環境法令等の情報を掲載しています。
各事項の詳細については、官報や所管省庁のホームページ等でご確認ください。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）の一部改正について

令和 7 年 3 月 3 日 環境省令第 8 号

■概要

昭和 48 年総理府令第 6 号に定める判定基準の改正

○別表第一関係（水底土砂、汚泥等）

カドミウム又はその化合物（現行）0.1mg/L →（改正後）0.03mg/L

六価クロム化合物（現行）0.5mg/L →（改正後）0.2mg/L

トリクロロエチレン（現行）0.3mg/L →（改正後）0.1mg/L

○別表第二関係（廃酸、廃アルカリ）

カドミウム又はその化合物（現行）0.1mg/L →（改正後）0.03mg/L

トリクロロエチレン（現行）0.3mg/L →（改正後）0.1mg/L

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の一部改正について

令和 7 年 3 月 3 日 環境省令第 6 号及び第 7 号

■概要

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

○一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の技術上の基準

○一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の維持管理の技術上の基準

（現行）大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm³ →（改正後）大腸菌数 日間平均 800 CFU/mL

2. 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）

○別表第一関係（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の放流水及び保有水等）

（現行）六価クロム化合物 0.5mg/L →（改正後）六価クロム化合物 0.2mg/L

（現行）大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm³ →（改正後）大腸菌数 日間平均 800 CFU/mL

○別表第二関係（廃棄物最終処分場の周縁地下水及び産業廃棄物の安定型最終処分場の浸透水）

（現行）六価クロム 0.05mg/L →（改正後）六価クロム 0.02mg/L

大腸菌群数(大腸菌数)は令和 7 年 4 月 1 日施行、六価クロムは、令和 8 年 4 月 1 日施行

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）の一部改正について

令和 7 年 3 月 3 日 国土交通省・環境省令第 1 号

■概要

第 8 条（その他の項目又は物質の検定方法等）JIS K 0102 分冊化に伴う規格番号等の整合
令和 7 年 4 月 1 日施行

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

令和 7 年 2 月 1 7 日 環境省令第 4 号

■概要

水銀排出施設について、

① 一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、連続測定法を導入可能とし、記録・保存義務を規定

- ② 銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る水銀排出基準を見直し
- ③ 石炭ガス化複合発電施設（IGCC）についての水銀排出基準を新たに規定
令和7年10月1日適用

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示 及び 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正について

令和7年2月14日、環境省告示第5号及び環水大管発第2502142号

■概要

①適時適切な類型の見直し ②利用目的の適応性に係る水浴の見直し ③季別の類型指定 ④CODの達成評価の変更 に関し、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年5月環水企第92号）」を改正